

第7 被害者支援の充実と推進

1 無保険（無共済）車両対策の徹底

（実施機関：中部運輸局）

事業概要	自賠責保険・共済の有効期間確認の呼び掛けを広報活動を通じ、広く市民に周知する。
事業内容	<令和5年度計画> 1 広報・啓発の実施 自賠責保険・共済への加入促進、無保険・無共済車運行の違法性の周知用ポスターの地方公共団体、公共施設、大学等への掲示を行うとともに、地方公共団体、自動車関係団体等に対して周知用リーフレットの配付等により広報活動を行う。 2 市区に対する自賠責保険・共済加入の指導の協力依頼 （1）原動機付自転車の市区窓口への届出にあたり、自賠責保険・共済への加入の勧奨を行うこと。 （2）道路を走行する小型特殊自動車（農耕作業用を除く）についても原動機付自転車同様に、自賠責保険・共済への加入の勧奨を行うこと。 3 監視活動の推進（通年） 鉄道駅周辺駐輪場等において、無保険・無共済車の監視を行い、そのユーザーに対して無保険車・無共済車運行の違法性を訴え、加入促進を図る。

2 損害賠償の請求についての援助等

（実施機関：スポーツ市民局、県警察本部、県県民文化局）

(1) 交通事故相談活動の推進

（実施機関：スポーツ市民局広聴課、県警察本部、県県民文化局）

事業概要	交通事故相談業務に関し、関係機関・団体との連携・協調を図り、相談員の資質の向上を図るとともに「広報なごや」等の広報媒体により積極的に周知を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。
事業内容	<令和5年度計画> [スポーツ市民局広聴課] 1 交通事故相談の実施 市民相談室において、交通事故相談に応ずる。また、相談員の資質向上を図るため、各種研修事業に参加する。 2 広報活動の実施 相談業務について周知を図るため、「広報なごや」等への掲載や、パンフレット等を作成・配布する。 [県警察本部] 3 パンフレット（「被害者の手引」）の配布を通じ、刑事手続きの流れや各種相談窓口等について説明を行うとともに、交通事故被害者等からの要望を聴取するなど、被害者の心情に配慮した相談活動を推進する。

	[県県民文化局] 4 交通事故相談窓口の充実 県民相談・情報センター、西三河及び東三河の各県民相談室で、交通事故相談に応ずる。 5 交通事故相談内容の充実 県交通事故相談員及び市町村交通事故相談員等の資質向上を図るため研修会を開催する。
(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を推進する。
3 交通事故被害者支援の充実強化 (実施機関：スポーツ市民局、健康福祉局、子ども青少年局、中部運輸局、県警察本部)	
(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 (実施機関：スポーツ市民局人権施策推進室、健康福祉局地域ケア推進課、子ども青少年局子ども未来企画室、中部運輸局)	
事業概要	犯罪被害者等支援施策、生活保護、児童扶養手当等について、必要のある者が確実に利用できるよう、制度の周知・情報提供に努める。
事業内容	<令和5年度計画> [スポーツ市民局人権施策推進室] 1 犯罪被害者等支援 総合支援窓口において犯罪被害者等（交通事故被害者を含む）からの相談に応じ、希望や必要に応じて同行支援を行い、関係機関との適切な役割分担を踏まえて本市支援事業を活用した支援を行うほか、支援が受けられる関係機関への繋ぎを行う。 【本市支援事業】 ・名古屋市犯罪被害者等支援金 ・名古屋市犯罪被害者等見舞金 ・名古屋市犯罪被害者等日常生活支援（ホームヘルプサービス） ・名古屋市犯罪被害者等日常生活支援（配食サービス） ・市営住宅のあっせん・目的外使用 ・名古屋市犯罪被害者等精神医療支援金 [健康福祉局地域ケア推進課] 2 生活福祉資金の貸付 総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金の4種類の資金を貸し付け。（実施機関 愛知県社会福祉協議会） [子ども青少年局子ども未来企画室] 3 児童扶養手当等の支給 児童扶養手当・名古屋市ひとり親家庭手当・愛知県遺児手当を支給する。

(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	交通事故被害者の手引等を活用するとともに、交通事故の被害者等の心情に配慮した適切な被害者連絡制度の充実を図る。また、警察本部の被害者連絡調整官等による組織的な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応がなされるよう、教養の強化に努める。
事業内容	<令和5年度計画> 1 刑事手続の流れや、救済制度、各種相談窓口等を記載したパンフレット（「被害者の手引」）を被害者等に配布し、説明を行うとともに、その心情に配慮した相談活動を推進する。 2 被害者連絡制度による被害者等への捜査の状況連絡等の継続的な被害者連絡を行う。 3 被害者支援要員を効果的に運用し、被害者等の要望に的確に対応した被害者支援活動を推進する。 4 交通死亡事故の遺族や被害者等からの加害者に係る意見の聴取等の期日や行政処分の結果について問い合わせがあった場合には、交通事故被害者等の心情に配慮して適切に対応する。 また、交通違反や事故を起こして、行政処分を受けた者が交通事故の惨状を十分に認識するよう、各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどにより交通事故被害者等の声を反映した講習の実施に努める。 5 支援に携わる関係機関等との連携強化を図るとともに、交通事故被害者等への関係機関に関する情報の教示等、交通事故被害者等の精神的な支援の充実に努める。
(3) 公共交通事故被害者への支援 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	公共交通事故による被害者等への支援の確保のため、公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口を設置し、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション等を図る。 また、関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築など、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進める。
事業内容	<令和5年度計画> 1 相談窓口の周知活動 事故被害者の搬送先病院等において支援パンフレット、コンタクトカードの配付により、被害者等に相談窓口の周知を実施する。 2 安全意識の啓発活動 事業者の安全意識の啓発や公共交通事業者による被害者等支援計画の策定をより一層促進させるとともに、公共交通事故による被害者支援の意義等について啓発を行うため、公共交通事故被害者等支援フォーラムを実施する。